

秋田県人格のない社団等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経営状況が悪化している人格のない社団等（みなし法人）の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

人格のない社団等とは・・・？

法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第8号に規定する「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」のことです。

【例】農産物直売所、食品加工所、観光協会 など

支給要件

- （1）秋田県内に本店又は主たる事務所を置き、令和元年以前から収益事業を行い、秋田県内の納税地を所轄する税務署長あてに法人税等の申告を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して**20%以上減少**していること。
- （3）代表者又は管理人、構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

支給額

【算定式】

令和元年度の事業収入 - 令和2年度の事業収入 ※上限額50万円

※令和元年中に収益事業を開始した人格のない社団等で、申請時点では事業年度が令和2年度の途中であり、令和2年度の年間事業収入が確定していない場合は、別途算定式があります。

申請受付期間

令和3年4月5日（月）～ 令和3年6月30日（水）（消印有効）

申請方法

次の書類一式を県産業政策課あてご郵送ください。

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③税務署の受付收受印が押印済み又は電子申告の受信通知を付した令和元年度及び令和2年度の確定申告書（「別表一各事業年度の所得に係る申告書」及び「法人事業概況説明書」の控えの写し）
- ④振込先口座番号と口座名義が分かる通帳等のコピー（通帳表紙の裏面などカナ口座名義が分かる部分）
- ⑤本店又は主たる事務所が確認できる書類（定款等）
- ⑥事業活動が確認できる書類（営業店舗の写真、活動記録等）

なお、①及び②の様式については、県ホームページ「美の国あきたネット」からダウンロードいただけるほか、県産業政策課（県庁第二庁舎3階）にも設置しております。

申請先、お問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課
〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1
企画班 TEL018-860-2214 FAX018-860-3887

実施要領・申請書様式等は県HPに掲載しています。

美の国あきたネット
👉 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56314>



秋田県中小企業高成長キャラクター
がんばっちゃん